

改葬手続きについて

改葬する場合の手続きと大まかな流れについては下記のとおりです。

(1) 「改葬」の手続きをするのは3箇所です。

- ①元のお墓
- ②改葬先のお墓
- ③元のお墓がある市区町村役所

なお、改葬の許可を出すのは「元のお墓がある市区町村役所」です。

(2) 次の書類が必要となります。

- ①「改葬許可申請書」（改葬許可証をとるための申請用紙）
- ②「改葬許可証」
- ③改葬先での受入を証明する書類（「受入証明書」、または「墓地使用許可証」、「永代使用許可証」など墓地・霊園によって呼称は異なる）
- ④元のお墓での埋葬・埋蔵・収蔵の事実を証明する書類（「埋蔵証明書」など）

※④の、元のお墓での「埋蔵証明書」については、「改葬許可申請書」に元のお墓の署名・捺印を入れることでそれを埋蔵の証明とする自治体もあり、その場合は「埋蔵証明書」は添付不要です。

(3) 一般的な改葬手続きのおおまかな流れは以下のとおりです。

- ①改葬先の墓（など）の用意
- ②市区町村役所から、「改葬許可申請書」をもらう
- ③改葬先の墓地・霊園管理者から、「受入証明書」をもらう
- ④元の墓地・霊園管理者から、「埋蔵証明書」をもらう
- ⑤市区町村役所に「改葬許可申請書」、「埋蔵証明書」、「受入証明書」を提出・改葬許可を申請

裏面に続く

- ⑥「改葬許可証」を受け取る
- ⑦元のお墓の墓地・霊園管理者に「改葬許可証」を提示して遺骨を取り出す
- ⑧改葬先の墓地・霊園管理者に「改葬許可証」を提出して遺骨を納める

以 上

上記内容は、あくまで一般的な改葬手続きの例を記したものであり、詳しくは直接関係各所にお問い合わせください。

本願寺尾崎別院

〒599-0201 阪南市尾崎町2丁目8番19号

TEL. 072-472-4128 FAX. 072-472-0011